令和３年　5　月　24　日制定

福島県漬物協同組合漬物認定要領

第1章　漬物の認定

（認定の目的）

第1条　福島県漬物協同組合（以下、「組合」という。）は、消費者より信頼される漬物を提供するため、認定された製品の品質についての認定を行う。

２　前項の認定は、品質の不適正な製品の生産を事前に予防すると共に、品質の向上を図ることを主眼とする。

（製造者の責務）

第2条　認定製品は、品質についての認定審査を受けると共に、品質の向上に努めなければならない。

（認定の対象及び審査）

第3条　認定の対象は、組合員の製造する漬物とし、認定を受けるためには製品が認定基準を満たしているか組合の審査（以下、「認定審査」という。）を受けなければならない。

２　認定基準は次のとおりとする。

　(1)　組合員の製造した伝統漬物、既存の漬物および新たに開発した漬物

　(2)　福島県内で製造した漬物

　(3)　主たる原材料の原産地が国産であるとともに、品質良好・各種法令基準に適合すること

３　認定審査は、理事会で行うものとする。なお、理事が所属している事業者が申請者である場合はその理事は認定審査を行う理事会に参加できない。

（認定の合否）

第4条　認定製品は、認定審査あるいは第６条第2項で定める更新審査の結果において、認定基準を適合していること。

（有効期間の査定）

第５条　組合は、前条に適合とされた漬物について、次回更新までの認定有効期間（以下、「有効期間」という。）を定める。

２　認定製品の有効期間は３年とする。

（有効期間の開始日）

第6条　有効期間の開始日は、審査を受け認定された日とする。

２　継続して認定を受ける場合には、有効期間満了日までに認定基準を満たしているかどうかの審査（以下、「更新審査」という。）を受けなければならない。その審査結果に基づき、更新後の合否の評価を行う。

第2章　認定の表示等

（認定の表示及び数量）

第７条　組合員はあらかじめ組合の認定を受けて、認定基準を満たして製造または加工した製品の容器または包装に、組合より認定したことを示す表示（以下、「認定証票」という。）をシール貼付またはフィルム印刷することができる。

２　認定証票を貼付または印刷した製品は、認定したものとして、製品のアイテムごとにその使用枚数を様式４により組合に半年ごと届け出なければならない。

（認定証票の交付及び様式）

第８条　組合は、認定申請者に対し、認定証票シールまたはその製品に印刷する認定証票の青刷りを交付する。

２　前項に定める認定証票の様式および表示方法は、表示基準に定める。

第３章　漬物の認定申請手続

（認定申請）

第９条　組合の組合員は、組合に対し、漬物の認定を申請することができる。

２　前項に申請には、当該製品ごとに、様式１の漬物認定申請書（以下、「認定申請書」という。）及び認定申請書添付書類を各１部、組合に提出しなければならない。

（認定審査料の納付）

第１０条　申請者は、認定申請が受理された後、第１７条に定める認定審査料等を組合の請求に基づき事前に納入しなければならない。

（認定審査）

第1１条　第９条及び第１３条の申請が行われたときは、組合は書類審査を実施する。

（結果の通知）

第1２条　組合は、前条に基づく認定の可否及び登録年月日について、当該申請者に対し、様式２の漬物登録通知書により遅滞なく通知する。

第４章　認定製品の更新手続

（更新の申請）

第1３条　第6条第2項の更新審査の手続きは、次のとおりとする。

　(1)　更新を希望する申請者は、様式３による漬物認定更新申請書（以下、「更新申請書」という。）１部を組合に提出しなければならない。

　(2)　更新申請は、認定の有効期間満了日の６か月前より受け付けるものとする。その満了日を過ぎた場合には、改めて第3条に基づく認定審査を受けなければならない。

（更新審査料の納付）

第1４条　申請者は、更新申請が受理された後、第１７条に定める更新審査料等を組合の請求に基づき事前に納付しなければならない。

（更新審査）

第１５条　組合は更新申請に基づき、当該製品が認定基準に適合しているか審査を行う。理事会は、審査結果に基づき、当該製品の認定の可否及び有効期間の査定等を行う。

第１６条　更新された認定の有効期間は、従前の有効期間満了の日の翌日から起算するものとする。

２　結果の通知については、第１２条を準用する。

第５章　漬物認定制度に係る費用と徴収

（審査料等と徴収）

第１７条　第1０条で定める認定審査料等及び第1４条で定める更新審査料等の金額を次のとおり定める。

　(1)　認定審査料等

　　　　認定審査手数料　別記の料金表の金額を適用する。

　(2)　更新審査料等

　　　　更新審査手数料　別記の料金表の金額を適用する。

（認定証票使用料等と徴収）

第１８条　申請者は、認定証票を付して製造する漬物の認定証票使用料を組合の請求に基づき支払うものとする。　認定証票使用料は、別記の料金表の金額を適用する。なお、認定証票を不正利用した場合の措置として、不正使用により組合の名誉を著しく傷つけたときまたは損害が生じた場合は、組合は、当該認定製品事業者に対し損害賠償を請求することができる。